

## 【芦別市合宿団体レンタカー貸与について】

### ○貸与を受けることができる団体の要件

市内の宿泊施設に宿泊して合宿を行う団体で、次に該当する団体であること。

- (1) 日本代表の団体
- (2) 実業団の団体
- (3) 合宿期間が3泊以上で、かつ、15人以上の道外からの団体
- (4) 合宿期間が5泊以上で、かつ、30人以上の道内（市内を除く）からの団体
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める団体

※(3)(4)は合宿参加者又は関係者が車両を持ち込まないことを条件とします。

### ○貸与可能なレンタカーの車種

- (1) ワゴン車タイプ（定員10人以下の普通自動車）
- (2) 乗用車タイプ（定員5人以下の小型又は普通自動車）

### ○貸与可能な台数

- (1) 1団体につき1台に限る

### ○その他

- (1) 貸与期間は合宿開始日から終了日までの期間内とする
- (2) 使用できる区域は、芦別市の区域内とする。ただし、区域外への使用が必要となる場合は、教育委員会へ事前に届け出をし、承認を受けることとする。
- (3) レンタカーで事故等を起こした場合は、団体の責任において当該事故等処理する。

### ●問い合わせ先

芦別市教育委員会体育振興課体育振興係

☎0124-24-2525（土、日、祝日を除く8:30~17:15）